

仕様書

1 業務名

大原水 0198 号他土砂撤去作業

2 業務目的

水路に堆積した土砂を撤去し、良好な通水機能を確保する。

3 履行期限

令和 8 年 11 月 13 日まで

4 履行場所

京都市左京区大原野村町 地内

5 業務範囲

別紙参照（箇所図、写真）

6 業務内容

- (1) 当該地において、水路の浚渫作業を行い、堆積している土砂等を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、側溝清掃車等により収集し、第 1 2 条に示す本市の指定する受入場所（京都市伏見区深草神明講谷町、運搬距離 14.5 k m）まで、許可された車両で適正に運搬するものとする。（受託人は受入場所への搬出のみを行い、処分は行わない。マニフェストは本市から交付する。）

受託人は、廃掃法第 14 条第 1 項に規定する許可（ただし、産業廃棄物収集運搬業許可証（以下「収集運搬の許可証」という。）に記載されている「事業の範囲」に「汚泥」が含まれていなければならない。）を、本市または京都府から受けている必要があるが、その確認のために、契約に先立って、収集運搬の許可証の写し及び「受託人記入欄」を記入したものを本市担当者に提出すること。

- (2) グレーチング蓋についている土砂等も清掃すること。

- (3) 着手前、施工中、完成後の写真を提出すること。

7 見積項目

水路の浚渫作業（汚泥予定数量 2 m³）

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

9 特記事項

- (1) 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (2) 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は本業務に含む。
- (3) 通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ作業すること。道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- (4) 作業実施者の安全管理は、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (6) 近隣住民へ事前に工事ビラ等で周知すること。
- (7) 問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受注者の責任において対応すること。

箇所図

別紙





